

令和2年度 前後期一括申請 誓約書

長崎大学独自制度（前後期一括）後期審査にあたり、以下事項について相違ないことを誓約いたします。

① 大学独自制度の申請状況について

令和2年4月以降、家計の状況に、

☐ 変更なし

→父・母の「所得・課税証明書」（2019年1月～12月分）を提出
※所得・課税証明書の右上余白に学生番号と氏名を記載すること

☐ 変更あり

→父・母の「所得・課税証明書」（2019年1月～12月分）と下記「家計に変更があった場合の追加書類」を提出
※所得・課税証明書の右上余白に学生番号と氏名を記載すること

【家計に変更があった場合の追加書類】※4月以降に変更があった場合には、状況に応じて追加提出してください。

☐：父・母が新しく仕事やパートを始めた、または、勤務先は変わらないが雇用形態や勤務時間数が変わった
→勤務先の給与明細（直近3ヶ月分）または本学様式⑰-2（賞与がある場合には、様式⑰-2を提出してください）

☐：父・母が仕事を退職した
→退職証明書（退職日、退職金の支給日と額がわかるもの※任意様式）、ハローワークの雇用保険受給資格者証又は失業保険金給付額明細書、
本学様式⑦無職の申立書(退職証明や退職金有無について証明が難しい場合は、本学様式⑱申立書で申し立ててください)

☐：父・母が仕事を休職している
→休職期間、休職中の給与形態がわかるもの（任意様式）

☐：その他、兄弟姉妹が就職し扶養から外れた、兄弟姉妹が秋入学で進学した、など上記以外の家計の変更については、
個別に申し出ください

② 高等教育の修学支援新制度（新制度）の申請状況について

※学部生は新制度への申込が必須です。申込がない場合、大学独自制度の前後期一括申請は無効となります。
（ただし申込要件に合わず、申し込めない場合を除く）

☐ 前期で採用済（ 第1区分 、 第2区分 、 第3区分 ）

☐ 後期で申請予定（前期で不採用となった場合でも、後期で再度申し込みが必要です）

☐ 申込要件に合わず、申し込めない（以下のいずれかに☑してください）

☐ 大学へ入学した時期の要件（高校卒業後2年以内で大学へ入学等）を満たさないため、申込不可

☐ 資産状況において新制度の基準を満たさないため、申込不可

☐ 日本学生支援機構の「進学シュミレーター」でシュミレーションを行った結果、
収入状況において新制度の基準を満たさないと判断したため、申し込まない

学 部	学部		
学 生 番 号		現在の学年	年生
フリガナ			
氏 名			
現 住 所	〒		
電 話 番 号（ 携 帯 ）			